

女性研究者支援メンター制度

目的

女性研究者支援メンター制度とは、一定の職務経験等を有する教員（以下「メンター」という）が、メンタリングを行うことで、女性研究者が職場に適応し、研究者としてキャリアを形成していくためのノウハウや育児・介護等といった生活と研究との両立を図ることを目的とする。

2. メンターについて

メンターは、本学の教員（男女）とし、本人の同意及び女性研究者キャリア支援室室長の承認を経て、メンターとして登録することができる。メンターは、女性研究者キャリア支援室(以下「支援室」という)のホームページ上で氏名、所属、職名、教員プロフィール等の情報を提供する。

3. メンター制度の利用対象者

本学に在職する女性研究者及び本学の大学院に在籍する女子学生

4. 相談内容について

相談内容は、利用者の教育・研究活動、ワーク・ライフ・バランス等に関わる相談とする。

(例)

- ・教育活動に関すること
- ・研究活動に関すること
- ・組織や周囲の人々とのコミュニケーションについて
- ・キャリア形成や出産・育児・介護等との両立に関すること

5. 相談の方法

メンター制度の利用を希望する者は、メンター制度利用申請書(様式1)を支援室に提出する。支援室からメンターに相談を依頼する。詳細については、別紙の「メンター制度利用の手順」による。

6. その他

- ・支援室は、メンター制度をより機能的に運営するため、メンタリングに必要な基礎知識や方法論を学ぶことのできるメンター研修会を適宜開催する。
- ・本制度は、適宜点検評価を行い、必要な見直しを行うものとする。
- ・他の相談窓口が適切な場合には、学内外の相談窓口を紹介する。